

不分別のごみの排出者調査時における個人情報の漏えいについて (隼人市民福祉課)

市民環境部隼人市民福祉課において不分別のごみの排出者調査時に個人情報の漏えい事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さんには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

(1) 令和7年10月22日（水曜日）

- 隼人市民福祉課の職員が、不分別のため隼人地区内のごみステーションに残されていたごみ袋を回収した。
- ごみの排出者を特定するため、ごみ袋の中身を確認したところA社に関する書類1通とB氏の氏名及び電話番号が記載された書類1通を発見した。
- 職員がA社に架電し、ごみの排出を確認したところ、排出を否定した上で、A社以外の情報がないか聞かれたため、B氏の氏名が記載された書類があること及び当該書類に記載されている電話番号下4桁を伝えた。
- 一連の経過をまとめた報告書を隼人市民福祉課長が確認し、本件事案が発覚した。

(2) 同月31日（金曜日）

- B氏宅を訪問し、本件事案の経緯を説明するとともに、謝罪した。

2 漏えいした情報

B氏の氏名及び電話番号の下4桁

3 漏えいの原因

- 不分別のごみの排出者を特定するために他者の氏名等を伝えることが、個人情報の漏えいに当たると職員が認識していなかった。

4 再発防止措置

- 個人情報の正しい取扱いが実施されるよう、個人情報保護制度について課内で確認を行った。
- 対応マニュアルに、個人情報の取扱いに関する注意事項を新たに記載し、グループ内に周知した。